



相続登記の申請手続をお考えの方へ

高松法務局

相続登記の申請手続をするには、次の二つの方法（①又は②）があります。

| 内容等 | ①専門家（司法書士等）に依頼する方法【推奨】 | ②ご自身で手続をする方法 |
|----------------------------------|------------------------|---|
| 申請書の作成、添付書類（戸籍、遺産分割協議書等）の作成・準備など | 基本的にすべて専門家が行います。 | すべてご自身で行う必要があります。 |
| 登記所（法務局）への申請手続 | 専門家が手続します。 | ご自身で手続する必要があります。 通常、複数回はお越しいただく必要があります。 |
| 報酬（費用） | 手続の報酬等が必要です。 | 手続の報酬は必要ありません。 (登録免許税、書類収集の諸費用及び登記事項証明書の取得費用等は必要です。) |



| 【登記所（法務局）で利用できる制度】 | |
|--------------------|---|
| 登記手続案内（完全予約制） | <ul style="list-style-type: none">1回20分以内です。相続登記の場合は、通常複数回の手続案内を要します。あらかじめ、土地や建物の登記事項証明書等を取得し、登記の内容を確認してください。登記の申請に必要な情報を提供しますが、申請書の作成・書類の準備はすべてご自身でする必要があります。法務局職員が書類に手を加えることはできません。法的判断のアドバイスはできません（相続財産の分け方など）。事前審査はできません。申請書類の受付後に、登記官が書類審査を行います。審査の過程で書類に不備があった場合は、直ちに補正又は取下をお願いすることになります。 |

●司法書士への相談連絡先

| | | |
|-----------------|--------------|--------------------------------|
| 香川県司法書士総合相談センター | 087-821-5701 | 相談の予約及びお住まいの最寄りの司法書士を複数御案内します。 |
|-----------------|--------------|--------------------------------|

●登記手続案内（法務局）の連絡先

| | | |
|-------|----------------------|---|
| 本局 | 087-821-2103 | (注)左記は登記手続案内を予約するための電話番号です。 なお、相続登記の申請に関する電話での直接のお問合せには十分な対応ができないので、ご遠慮ください。 |
| 丸亀支局 | 0877-23-0229 | |
| 観音寺支局 | 0875-25-4528 (自動音声②) | |
| 寒川出張所 | 0879-43-4803 | |